

## 神奈川労働局雇用均等室における個別紛争解決援助の例

## 1 労働局長による紛争解決の援助

事案の概要	労働者からの申立内容	事業主の主張	労働局長による援助及びその結果
<p>派遣社員が、派遣先でのセクハラについて派遣元に相談し、派遣元を通じて派遣先に対応してもらっていたが、派遣元及び派遣先の対応に納得が行かないとする事案</p>	<p>派遣先の上司から性的な発言を度々受けた結果、体調を崩し退職することとなったため、派遣元に相談し、派遣元を通じて派遣先に対応してもらっていた。しかし、派遣先がセクハラでないと判断したとの回答を派遣元を通じて受けたが、申立者の主張をきちんと受け止めているとは思われず、派遣元及び派遣先の対応に納得できない。適切な対応がなされたかどうか派遣元及び派遣先から説明を求めたい。</p>	<p>派遣元は申立者から退職の意向を聴取しており、退職手続を最優先で対応するとともに派遣先に事実確認を求めた。 派遣先は、派遣元からセクハラについて対応を依頼され、社内で事実確認を実施。行為者からの謝罪を含む対応を行うため申立者の要望を確認したい旨、派遣元に伝えたと、派遣元から対応不要との回答を受けたため、それ以上は対応しなかった。申立者から直接事情聴取した上で再調査を行い、それを踏まえた経緯説明及び行為者からの謝罪を行いたい。</p>	<p>派遣元の対応において、誠実に対応されなかったと申立者に受け止められる点もあったと思われる。 派遣先にも均等法に基づくセクハラ対策を講じる義務があるため、申立者に対して適切に対応すべきであった。 以上から、派遣元・派遣先とも、申立者の意向を踏まえ、適切に対応するよう助言。 申立者は、派遣元及び派遣先から対応経緯について説明を受けるとともに謝罪を受けた。</p>
<p>フルタイム勤務の契約社員が、土日勤務を行うかパート社員になるか労働契約の変更を迫られていることについて、子育て中の女性に対する差別的取扱いではないかとする事案</p>	<p>今後、土日勤務を行うことが必須であること、土日勤務できない者はパート社員として契約することについて説明を受けたため、申立者の子育て状況を説明し、配慮を求めたが、他の選択肢を検討してもらえない。土日勤務の免除を認めてもらいたい。</p>	<p>女性のみ不利に扱う意図はなく、男女とも土日勤務を求めている。仮にパート社員になったとしても、賃金面で現在より下がることはないように対応するつもりであり、条件等について話し合う用意はある。</p>	<p>女性のみを不利に扱う意図がなかったとしても実質的に子育て中の女性が満たしにくい雇用形態の変更となる可能性もあるため、申立者の状況や意向を十分に把握した上で、申立者の雇用形態について話し合うよう助言。 申立者は、日曜勤務を要しない業務の契約社員として契約更新された。</p>
<p>契約社員が、産休及び育休の取得を申し出た後に、契約更新せず雇止めと言われたことについて、妊娠等を理由とする不利益取扱いであるとする事案</p>	<p>産休及び育休の取得について了解を得ていたにもかかわらず、突然、リストラの一環として雇止めの通告を受けた。しかし、他の契約社員は契約更新されており、申立者のみ雇止めとなることは、妊娠等を理由とする不利益取扱いであると考えられるため、契約を更新してもらい、産休・育休を取得したい。</p>	<p>申立者が産休・育休取得の希望を申し出た時期とたまたま重なってしまったが、雇止めは経営状況悪化が理由であり、他の契約社員も今回は契約更新するが、その満了を以て雇止めとする予定であり、決して妊娠を理由とする雇止めではない。</p>	<p>経営状況悪化が事実であっても、契約更新について、申立者のみ他の契約社員と異なる取扱いをすることは妊娠等を理由とする不利益取扱いと考えられるため、契約更新するよう助言。 申立者は、契約更新され、産休・育休を取得することとなった。</p>

## 2 機会均等調停会議による調停の実施

事案の概要	労働者からの申請内容	事業主の主張	調停の結果
<p>契約社員が、切迫早産のため休業していたところ、契約を解除されたことについて納得できないとして申請した事案</p>	<p>切迫早産のため長期休業したことを理由に契約を解除された。本来ならば産休・育休を取得して継続就業するつもりであったため、解雇撤回を求めるつもりであったが、会社の不誠実な対応により、その意思はなくなった。会社に対し、退職に伴う諸手続の速やかな処理を求めたい。</p>	<p>病気休職期間の満了に伴う契約解除であり、妊娠等を理由とする契約解除ではない。</p>	<p>機会均等調停会議は、被申請者が契約解除したことは均等法第9条に照らし問題であるが、申請者の状況及び意向を踏まえて解決金の支払い等を内容とする調停案の受諾を勧告。申請者は受諾したが、被申請者は拒否したため、打ち切り。</p>